

第5章 文化的景観の整備活用

板倉町における水場の景観は、利根川・渡良瀬川流域特有の自然環境、歴史、生活文化を総合的に体現するものである。しかし、現在では、カスリーン台風以来60年以上の歳月に渡り水害に見舞われることなく、また首都圏近郊という立地条件も相まって、水場本来の地域性とは直接的に結びつかないような都市的な土地利用が多く見られる状況である。そのため、文化的景観の価値を顕在化し、広く普遍的な認知を得るために、水場本来の特性を備えた姿へ復元するための整備や修景を図っていく必要がある。また、板倉町民ならびに町内外からの来訪者が水場の景観の価値を共有するために、見学ルートの設定や説明板等の設置を図る必要がある。

また、水場景観の形態的な特徴を保存することのみならず、板倉町民の日常的な生活環境として「生きた景観」として継承することは、景観に底流する「水場」の地域性を未来に継承し、「水場らしさ」、「板倉らしさ」に根付いた地域づくりを展開していくことにはかならない。新たな地域づくりにより、新たな「板倉らしさ」を模索していくためには、第一に板倉町民が水場の景観に親しみ、ふるさとの自然・歴史・生活文化を体感できるような様々な普及啓発活動を推進し、板倉に生きる誇りを喚起・啓発していく必要がある。

第1節 構成要素の整備・修景の考え方

現在も使われ、動態保存されているものを、さらに修景することで、本来のあるべき姿を伝えていくことがある。それは、板倉町の人々が水場という地にあって、その経験の中から生み出した多くの知恵と努力が感じられるような修景を図る。

そして悪田（ドブッタ）から美田と称される穀倉地帯に変えてきた先人たちの苦労の認識を図る。つまり「板倉人」が、水場とともに生きている景観の修景・整備をめざす。

板倉町の水場景観の保全や活用のための整備又は修景等の基本的考え方を以下に示す。

- 風景計画による風景づくりの方向性に配慮した修理・修景を行う。
 - ・ 「水と緑のネットワークの形成」など風景の骨格づくりをし、風景資産の活用を図る。
 - ・ 田園風景と調和を図るための建築物とする。
 - ・ 板倉らしい風景づくりを町民とともに取り組む。
- 文化的景観の構成要素は、適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて景観を改善するための整備又は修景を行う。
 - ・ 河川特有の地形を改変している盛土等は除去することを基本とし、河川または旧河道本来の地形を取り戻す。
 - ・ 谷田川の川田は、菜の花や稻の耕作を行うとともに、その維持管理又は修景を目的として堀を浚い、畦にヤナギを挿すこととする。
 - ・ 柳山では、アカメヤナギの優占するヤナギ高木林として維持しつつ、一方で柳山の中で川田の耕作を復活させるべく、植生遷移に留意した計画に基づき、維持管理及び整備を実施していく。
 - ・ 文化的景観を構成する重要な家屋に特定された水塚は、板倉町の伝統的な様式を基調とした修理・修景を図る。

- ・元来存在した水防倉庫を、修景し、内部には、空俵などではなく、現在各行政区に配備している防災用品を備えておくこととする。
- **景観への影響を最小限に留めるよう配慮しつつ、公開活用のために必要な施設を整備する。**
 - ・板倉町第四次総合計画に示される「緑道ネットワーク」、「サイクリングネットワーク」の形成との調整を図り、囲堤を貴重とした見学動線を設定し、将来的には板倉町全域にわたる水場景観の全容を把握できるよう整備を図る。
 - ・板倉町第四次総合計画に示される「水上観光ルートの整備」との調整を図り、水辺の回廊を活用した見学ルートの整備を図る。
 - ・板倉町第四次総合計画に示される「群馬の水郷公園の拡充・整備」との調整を図り、体験を通じて、文化的景観の有する価値を普及啓発可能な見学・活動拠点とするため、適切な整備を図る。
 - ・見学に必要な解説板やトイレなどの施設は、景観に十分留意しながら、最小限の施設を設置する。

第2節 公開・活用の考え方

板倉町の水場景観の公開、活用に関する基本的考え方を以下に示す。

- **文化的景観の価値を守り、広く伝えることを基本とした様々な普及啓発活動を展開する。**
 - ・文化的景観と文化的景観の構成要素をめぐり、その価値を普及啓発するための見学会や講習会を定期的に開催する。
 - ・文化的景観の保存や活用にかかわる維持管理は、住民との協働により実施し、文化的景観の価値を普及啓発する活動と位置づける。
 - ・川田の耕作、柳山の維持管理、漁撈、和船の操船、船大工の技術、揚舟の上げ下ろしなど、水場特有の技術の伝承のための活動を実施する。
- **板倉町内外の来訪者が、地域の自然・歴史・生活文化と親しみ、景観の価値を認識できるような公開を図る。**
 - ・囲堤や水系を基調とした見学動線を設定し、将来的には板倉町全域にわたる水場の文化的景観の全容を把握できる公開を図る。
 - ・池沼において、キリゴミ漁や地曳き網など伝統的漁法の公開を図る。
 - ・屋根を葺くための共有地ヨシ原を修景し、ヨシズ作り等、水場ならではの生業にふれるとともに環境教育を行う。
- **水場景観ひいては水場環境における特産品の地域ブランド化を図り、経済効果に繋げる。**
 - ・水場環境の保全によって「板倉きゅうり」や「板倉米」などの地域ブランド商品のイメージアップに繋げる。
 - ・環境に配慮した有機・減農薬栽培の伝統野菜など商品のイメージを高める。
- **住民の水場景観に対する意識を高め、居住者が「住んでよし」のまちづくりへ繋げる。**

- ・水場環境保全のために古くから行われてきた藻刈りなどの地域の共同作業（慣習）を通して、村落共同体の認識を図る。
- ・水場環境の保全を行うことで、板倉らしい生活文化を育み、活力ある潤いのあるまちづくりを図る。



写真 2-5-1 每年実施されている板倉学講座



写真 2-5-2 水路の藻刈り作業



写真 2-5-3 復元された高瀬船の操船



写真 2-5-4 揚舟ツアー（谷田川）

第6章 文化的景観の保存活用に関する体制

住民はじめ行政が地域を認識（理解）することが、ひいては文化的景観の保存を図ることに繋がる。そのため行政側は、調査したことを住民に報告（公開）し、住民の意識向上と普及に努めることが重要である。

また風景計画の中で、重要地区指定制度を謳っている。重点地区は、文化的景観地区やシンボルとなるような資源などが相当する。そして地区住民等の意向を把握し、第三者機関(風景審議会等)の意見を聴きながら策定を進めるとなっている。

つまり文化的景観の保存には風景計画の中で「重点地区」とすることによって重要な町の風景資産として位置づけている。そのため文化財部局では、風景審議会に提言できるような調査を推し進める。そして今後さらにその体制がスムーズに行えるように努める。

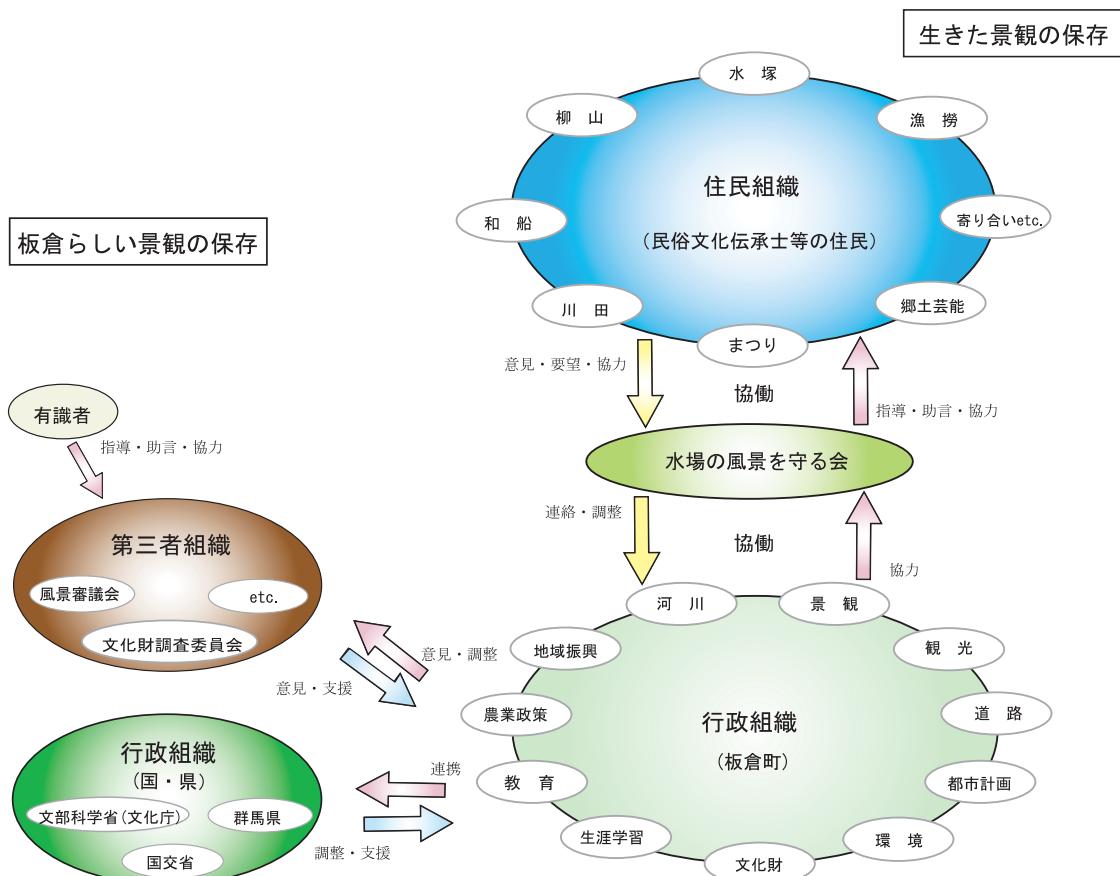


図 2-6-1 文化的景観保存のための体制イメージ

第1節 行政組織づくり

文化的景観の構成要素は多岐にわたり、その保存は、地域の土地利用のあり方や、伝統文化の継承、観光事業の推進などの課題と密接に関連する。そのため文化的景観の保存にあたっては、板倉町のみならず国土交通省や群馬県も交えた行政組織の枠組みを越えた横断的な連携や体制

が不可欠である。

以上から、行政組織内の関連部局の連携のもと、第四次総合計画や都市計画、景観計画等の上位計画との調整を図るとともに、文化的景観の範囲に関わる様々な事業や活動について、「板倉らしさ」に根ざした地域づくりの観点から、定期的な協議検討を諮る場を設ける。また、職員自らが「板倉らしさ」について学ぶための場として、住民とともに活動を展開し、地域に対する職員の意識改革を図っていく。

また、保存計画の対象は、本来は各地区とも行政界をまたがり景観の広がりを有している。水場の自然・歴史・文化に根ざした景観を良好な状態で未来に引き継いでいくため、隣接する自治体への文化的景観としての価値の共有を促し、ともに協力できる体制づくりを働きかけていく。

さらに必要に応じて、有識者を要請し、指導・助言等を受けることのできる場を設けることとする。

第2節 住民組織づくり

住民の行動力こそ、地域を活性化する。

30年以上にわたって、活動を続けてきている「板倉町民俗研究会」は、住民有志を母体とした行動的な団体である。住民の手による『板倉町史』編纂への協力にはじまり、「第16回国民文化祭・ぐんま2001」における先人の知恵の見直しを図った「揚舟ツアーや、小学生を巻き込んだ川田での体験学習など、地域文化を見直すための多くの取り組みについて、行政と協力しながら活動を継続している。

また、本町では、「水場の知恵を伝える」「舟を漕げる」「糸が紡げる」「機を織れる」などのすばらしい技を持った町民に対して、地域文化の継承のため「板倉町民俗文化伝承士」の認定を行っており、平成19年現在、その数は100人以上に及ぶ。

このように本町には、地域文化の継承を願い、その核となることが出来る多くの人的財産を有している。行政は、「水場」の文化的景観を、板倉町民の日常的な生活環境「生きた景観」として継承していくために、景観に息吹を吹き込む住民自らの活動を促進し、「民俗文化伝承士」を始めとした核となる住民の協力を得ながら、活発な活動を展開できるよう住民組織づくりをサポートしていく。

文化的景観の保存のために住民と協働で行う具体的な作業としては、川田の耕作、柳山の管理、漁撈技術の体験、和船の操船などが挙げられる。「板倉町民俗研究会」などの活発な団体を中心に「水場の風景を守る会」を設けて、これらの作業ごとに作業グループを設定し、各作業への参加を住民から募り、各グループの運営や作業の調整や助成に務める。各作業グループは、「板倉町民俗研究会」などの指導を仰ぎ活動を展開し、「生きた景観」を保存するとともに、技術継承を図ることで、「板倉らしさ」を愛する「板倉人」を育むとともに「板倉人」の輪を広げていく。

その輪を広げるために、形骸化した寄り合いでなく、江戸時代のような「寄り合い」の復活を提案する。地区住民の意見は政策に反映され、また町職員の地区行政への積極的参画によって、情報提供がなされることで、地区住民の意識の向上を図る。このような相互の意見交換のできる寄り合いで、町は活性化していくと考える。

ある地域では、神楽の復活によって、地域を見る目が生まれ、誰言うともなく、そんな寄り合いで、「昔は、この池も滝が流れ、きれいだった」とのひとことから、自分たちで、掘り抜き井戸から流れる滝を修景した例もある。

このように、住民の行動力こそ、地域に活性化を生むと思う。そのためにも意見が言える寄り合いの復活こそまちづくりの一歩と考える。寄り合いの場は、肩肘張らずに意見が言いやすいので逆に、そのような場でこそ、地域の歴史が語られ、地域への「誇り」が表出化する場もあるようだ。この「誇り」を生むことが、文化的景観の価値を高め、ひいては保存にも繋がると考える。

つまり「板倉らしさ」に根ざした新たな地域づくりについて、住民自らが積極的に取り組むことが必要となる。

そして文化的景観の構成要素を繋ぐのも「人」である。地域のすばらしさを認識することで、町民に「誇り」が生まれ、訪れた人々に自ずと、小さな橋の水争いの話や堤ができた経緯などが話せるような「板倉人」を育むことが重要となる。

さらには水塚所有者等の協力のもと、「(仮称)『水塚』所有者の会」を発足し、各地域にある自主防災組織などと連携を図り、更なる行政組織とのネットワーク化を図ることで、万が一の洪水被害に備えた地域防災の体制づくりの強化に繋げていくことを将来目標とする。



写真 2-6-1 川田での体験学習



写真 2-6-2 シバ焼き風景 (谷田川)



写真 2-6-3 柄池での地引網



写真 2-6-4 郷土芸能

第7章 文化的景観の重要な構成要素

例言においても述べているように「利根川中流域における低湿地」である「水場」の様相を色濃く残す地域が本町である。「水場」という言葉には、地理的や地形的な意味だけではない本地域の風土、そしてこの土地でいきづく文化までも内包している。

本町は利根川と渡良瀬川といった大河川に挟まれ、文禄年間に造られた「囲堤」を基軸として、堰や樋門などの治水施設が、近世から大きく変わらず、踏襲されてきていていることである。つまり江戸時代より囲堤の中で多くの水文化を生み出し、営みを継承してきた。そして近代になり、内水排水を目的とする排水機場の設置等により、雄大な穀倉地帯を形成してきた農民の歴史がある。

また「水場の一寸高」を基本に、建物はじめ耕作地までも僅か3cmの高所を求めて営みを行つてきている。そしてオオミズ時の水防建築「水塚」を堤上や屋敷地内の盛土上に造り、避難具としての揚舟によって自己防災を行ってきた。

さらに、江戸時代までは利根川と渡良瀬川との合流部に位置した古利根地区にあっては、中世から上野国と武藏国の国境が、利根川であった。現在でも県境を形成しているのが、水路（古利根川）であることは極めて重要な構成要素である。

そして、水神であり、農耕神である「雷神」を祀った雷電神社を地域のシンボル的存在として信仰してきた歴史がある。

第1節 文化的景観を構成する重要な構成要素の考え方

河川という基軸のもとに多くの構成要素の分布を認める。

自然の脅威であるオオミズ（水害）をも享受しながら、知恵や文化を生み出してきた「水文化」と位置づけられる一つ一つの構成要素が「水場」景観の本質的価値を示すとともに、「水場」そのものをつくりだしている。これらの景観特性を構成する物件を重要な構成要素として特定した。種類と件数は次のとおりである。

第2節 文化的景観の重要な構成要素

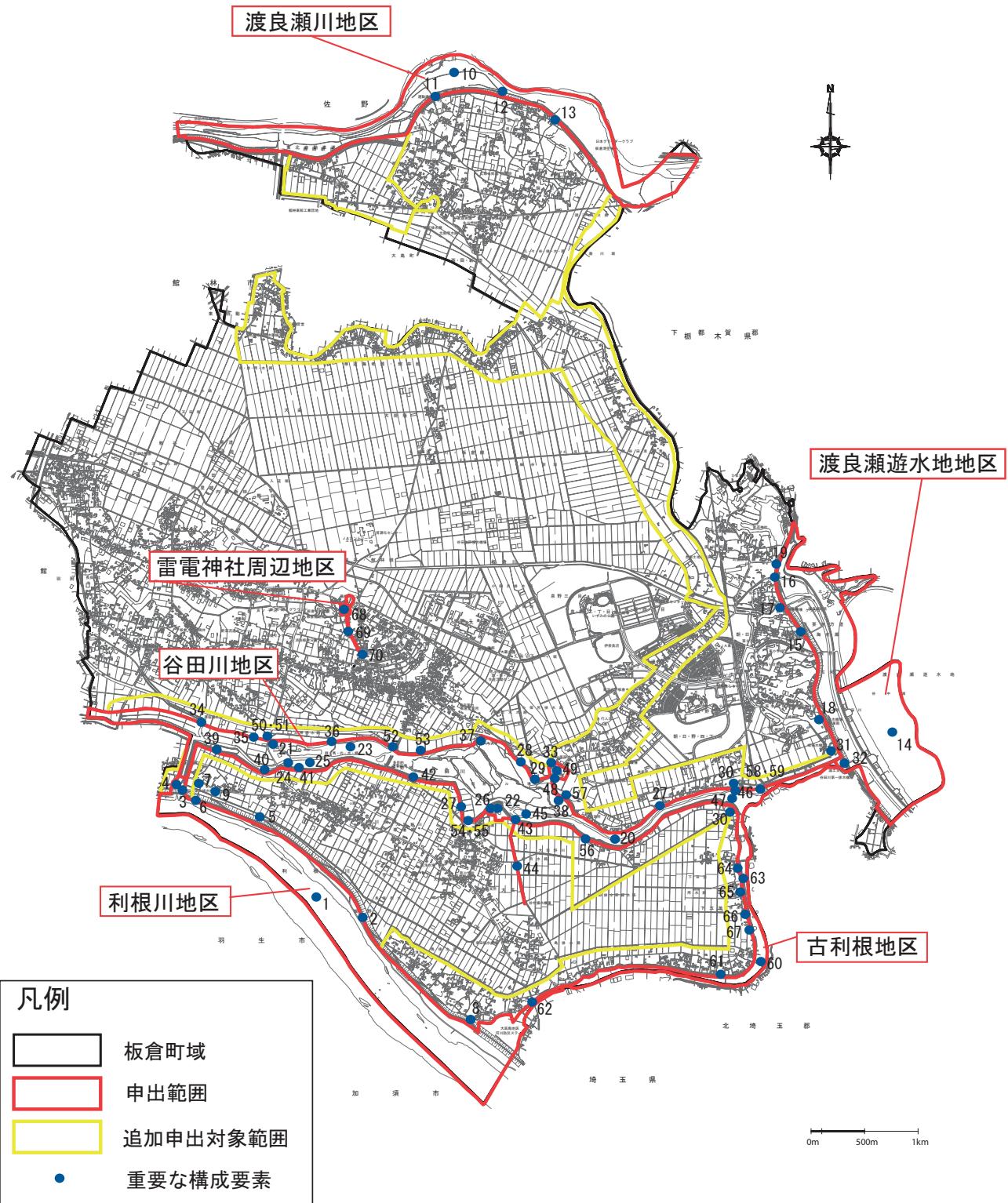


図 2-7-1 文化的景観の重要な構成要素分布図
(No. は表 2-7-1 による)

表 2-7-1 文化的景観の重要な構成要素一覧表（地区別）

NO.	種類	名称	所在地	「文化的景観」との関連性	所有者(管理者)
1	利根川	河川 利根川	飯野字新～大高嶋字島地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、現在の県境を成す。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
2		治水施設 (堤防)文禄堤	飯野字新～大高嶋字島地先	文禄年間に邑楽郡千代田町から板倉町下五箇まで造られた堤。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
3		治水施設 谷田川第二排水機場	飯野字新地先	昭和24年に内水排除を目的として建設。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
4		治水施設 国交省谷田川排水機場	飯野字新地先	昭和49年度に谷田川第二排水機場西に設置。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
5		石碑(利水施設) (石碑)坂東樋管跡	飯野字新地先	利根川からの用水樋管があつたことを示す。	大箇野土地改良区(邑楽土地改良区)
6		信仰 (石造物)水天宮・風天宮	飯野字新地先	利根川の土手上にあつて、明治43年の決壊のとき、この水神様の西方100mのところで止まつたと言われる信仰物。	第16行政区
7		信仰 (石造物)大杉大明神	飯野字新地先	水信仰の大杉神社のおまつり	第16行政区
8		信仰 (石造物)水神宮・風神宮	大高嶋字島地先	堤防の改修に伴い、現在地に移動。水神信仰の雷様境内に建つ。	雷様組世話人
9		信仰(生業) (石造物)飯野河岸銘庚申塔	飯野字新地先	江戸時代の水運の隆盛を伝える石造物であり、庚申塔として信仰の対象物。	長養寺世話人
10	渡良瀬川	河川 渡良瀬川	西岡新田～西岡～除川地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、現在の県境を成す。	国土交通省関東地方整備局(渡良瀬川河川事務所)
11		治水施設 (堤防)文禄堤	西岡新田～西岡～除川地先	文禄年間に足利市から板倉町海老瀬まで造られた堤。	国土交通省関東地方整備局(渡良瀬川河川事務所)
12		利水施設 頭沼揚水機場	除川字頭沼地先	渡良瀬川唯一の揚水機場。	邑楽土地改良区
13		信仰 (石造物)録事尊	除川字北原地先	決壊地	北原耕地世話人
14	渡良瀬遊水地	河川 渡良瀬遊水地	海老瀬地先	足尾鉱毒事件と治水の歴史を語る。ヨシ焼き等によって、湿地環境が保全されている。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
15		治水施設 堤防	海老瀬地先	カスリーン台風時の堤が現在の道路部分として残る。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
16		治水施設 海老瀬排水樋管	海老瀬地先	悪水を排除することは、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設である。北西部の館林地域の楠木承水溝から仲伊谷田承水溝を通して遊水地へ流れ込むが、吐口が高水位になると、自然排水不可能となる。大正末～昭和時代初期に造られ、3連から成る。仲伊谷田承水溝の板倉町と館林市境では江戸時代から水争いが絶えなかつた箇所である。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
17		治水施設 邑楽東部第1排水機場	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、カスリーン台風(昭和22年)で喪失。第2代は昭和39年竣工。現在の新機場は平成18年完成。	関東農政局(渡良瀬川中央農地防災事業所)
18		治水施設 板倉川排水樋門	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、第2代は昭和43年完成。現在の新機場は平成19年完成。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
19		治水施設 邑楽東部第2排水機場	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、第2代は昭和43年完成。現在の新機場は平成19年完成。	県知事(館林土木事務所)
20	谷田川	治水施設 第二排水機場樋管	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、第2代は昭和43年完成。現在の新機場は平成19年完成。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
21		石造物 石碑(決壊口跡)	海老瀬地先	昭和23年、カスリーン台風時に決壊した地点。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
20	河川 谷田川	(左岸)岩田～板倉～海老瀬地先 (右岸)飯野～大高嶋～下五箇地先		「水場」文化の根幹を作ってきた水系で、多くの構成要素を有する。	県知事(館林土木事務所)
21	池沼	蛭田沼(キリゴミ漁)	岩田字下川田地先	内陸(内水面)漁法	民地(5名)・漁業組合が管理

22	谷田川	池沼	肘曲池	大高嶋字北根1811ほか	決壠によってできた押堀(オッポリ)である。	民地6名(肘曲り沼代表)
23		生業	柳山	岩田字下川田3077ほか	低地の耕作(掘上げ田)と薪炭林を呈す。林床には希少種のノウルシやカサスゲが認められ、低湿地の自然景観としても貴重である。	板倉町・民有地
24		生業	川田	飯野字浦川田地先	江戸時代に開墾されたと思われる低地(「水場」)における耕作法(掘上げ田)を呈し、現在2枚を耕作。	県(館林土木事務所)
25		植生	ヨシ原	飯野字浦川田地先	現在ヨシ原で、ハナムグラ・ハンゲショウなどの湿地生植物を認め。南側は共同の茅場跡。	県(館林土木事務所)
26		植生	ヨシ原	大高嶋字北根1808・1810・1812	付近にあった茅場(カヤバ)のおもかげを今に残す	板倉町
27		治水施設	谷田川堤	(左岸)岩田～板倉～海老瀬地先 (右岸)飯野～大高嶋～下五箇地先	近世絵図に見られる堤を踏襲し、近世の治水の粋が認められる。ただし高さは昭和20年代に嵩上げしている。	県知事(館林土木事務所)
28		治水施設	旧古河往還(五百間堤・引堤)(町道2-36号線)	大字板倉字小保呂～大字海老瀬字通り	江戸時代初期に造られた堤防であり、古河往還はその一部が相当する。	板倉町
29		治水施設	小保呂排水機場	板倉字小保呂地先	町の中央に広がる板倉沼の排水施設で、江戸時代から機械排水までの変遷が辿れる。現在は沼は穀倉地帯と変化した。	板倉町
30			小保呂樋門	板倉字小保呂地先		県知事(館林土木事務所)
31		治水施設	大箇野サイフォン	(出水口)字海老瀬字通り地先 (取水口)字大高嶋字下五箇地先	利根川・古利根川・谷田川の圍堤で囲まれた低地部分の排水路の河床面が谷田川河床面より低いために、自然流入できずに、暗渠排水している。	県知事(館林土木事務所)
32		治水施設	大箇野排水機場	海老瀬字間田地先		邑楽土地改良区
33		治水施設	谷田川第一排水機場		大箇野排水路の排水機で、以前は、旧渡良瀬川・渡良瀬遊水地に排水していたが、現在は東部第二排水機場が機能開始したため、樋管もはずし、建物が残っているのみである。ただし、内部のポンプ等昭和29年に造られた当時のまま残る。排水機場というのは、現在の農業を支えている重要な建物である。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
34			谷田川排水樋門	海老瀬字間田地先		
35		治水施設	(沼除堤)土手(町道3250号線)	海老瀬字中新田地先	板倉低地からのオオミズを除けるための堤。	板倉町
36		利水施設	鶴生田川第一樋門	岩田字五味ノ木地先		県知事(館林土木事務所)
37		利水施設	天神下樋門	岩田地先		邑楽土地改良区
38		利水施設	花和田樋門	岩田地先		邑楽土地改良区
39		利水施設	宮の前樋門	板倉地先	「水場」にあっては、死活問題の重要な用排水施設であり、以前は上・下流域の住民同士間で水争いの場ともなっていた。	邑楽土地改良区
40		利水施設	上新田樋門(八郎右工門)	海老瀬字上新田(八郎右工門)地先		邑楽土地改良区
41		利水施設	飯野車口樋門	飯野地先		邑楽土地改良区
42		利水施設	松ノ木樋門	飯野字松ノ木地先		邑楽土地改良区
43		利水施設	念行樋門	飯野地先		邑楽土地改良区
		利水施設	岡樋門	飯野字岡村		邑楽土地改良区
		利水施設	北根樋門	大高嶋地先		邑楽土地改良区

44	谷田川	利水施設	北根用水路	大高嶋地先	絵図によって江戸時代からある用水路であることがわかる。	邑楽土地改良区
45		利水施設	八間樋頭首工(八間樋堰)	大高嶋地先	絵図によって江戸時代からの堰であり、樋門であることがわかる。	邑楽土地改良区
46		橋梁(交通)	沈下橋(通り前橋)(町道3285号線)	海老瀬字天神悪途地先	欄干がなく、谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造。現在は集落と中州を繋ぐ重要な橋であるが、中州は、本流と新堀(板倉沼の排水路)の間に小堤が存在していたことの証左である。	板倉町
47		橋梁(交通)	沈下橋(北坪東橋)(町道2385号線)	海老瀬字天神悪途地先	欄干がなく、谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造。現在は集落と中州を繋ぐ重要な橋であり、元来本流の架橋。「明治13年木橋を架ける」『邑楽郡誌』	板倉町
48		建造物	水塚(No.B08-07)	海老瀬2772	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
49		建造物	水塚(No.B08-08)	海老瀬2766-1	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
50		信仰	(石造物)水神塔・道標	岩田地先	河川の決壊口に設置された信仰対象物	個人
51		信仰	(石造物)地蔵尊	岩田地先	病治癒のため。	個人
52		信仰	(石祠)浅間神社	板倉字藤ノ木地先(谷田川堤防上)	低地にあっては社を高所である堤防上に造る。(稻荷木南耕地)浅間神社世話人	
53		信仰	(石造物)水天宮・風天宮	板倉字藤ノ木地先(谷田川堤防上)	決壊地に建立。	(稻荷木南耕地)赤城神社世話人
54		信仰	(石造物)水神宮	大高嶋地先(天神池北側)	決壊地に建立。	第15行政区長
55		信仰	(石造物)馬頭観音・地蔵尊	大高嶋地先(天神池北側)	馬捨場にあつたものを堤防改修時(平成12年)に現在地に移動。	第15行政区長
56		信仰	(石造物)勝軍地蔵	大高嶋地先	堤外地にあつたものを現位置(堤法面)へ移動	丸谷組合
57	古利根川	信仰(用水取水口)	(石造物)青龍大神	海老瀬地先	用水取り入れ口に設置された信仰対象物である。水神まつりを220日の前夜に行っている。	上新田・中新田集落世話人
58		信仰	(石造物)地蔵尊	海老瀬地先(合の川橋下)	渡しの通称が「地蔵の渡し」の由縁と推察できる。	通り集落世話人
59		信仰	(石造物)阿弥陀如来	海老瀬地先(合の川橋下)	地蔵と建立日が同じであるので、交通の安全を祈ったと推察する。	通り集落世話人
60		河川	古利根川(水路)	下五箇地先	「水塙」文化の根幹を作ってきた水系であり、埼玉県境を成す。	板倉町
61		治水施設	堤防(道路)(町道1-6-2-22-2384号線)	島～上五箇～下五箇地先	文禄年間に邑楽郡千代田町から板倉町下五箇まで造られた堤であり、利根川東遷によって利根川の流路が変更になった後も堤としての機能を果たしてきた。	板倉町
62		治水施設	天保の締め切り跡(町道2235号線)	大高嶋字島地先	利根川の東遷事業等によって、天保12年、締め切られた堤である。	板倉町
63		利水施設	小左工門樋門	下五箇字小合地地先	「樋ノ口」という字名の由来	板倉町
64		建造物	水塚(No.C09-05)	下五箇地先(旧堤防上)	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
65		建造物	水塚(No.C09-08)	下五箇地先(旧堤防上)	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
66		建造物	水塚(No.C09-10)	下五箇地先(旧堤防上)	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
67		信仰	(石造物)水神宮	下五箇地先(旧堤防上)	決壊地	川入代表 岡田弘
68	雷電神社周辺地区	信仰	雷電神社・境内地内	板倉字雲間2334	雷神を祀る水神信仰である。	宗教法人雷電神社・民有地
69		交通	雷電神社参道(町道1181号線)	板倉字雲間地先	雷電神社への参詣道	板倉町
70		交通	(石造物)道標	板倉字雲間地先	雷電神社への参詣道を示す道標で、本来は古河往還(国道旧354号線)に面して建立していたものである。	宗教法人雷電神社(氏子総代)

表 2-7-2 文化的景観の重要な構成要素一覧表（種類別）

NO.	種類	河川(地区)名	名称	所在地	「文化的景観」との関連性	所有者(管理者)
1	河川	利根川	利根川	飯野～大高嶋地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、現在の県境を成す。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
2	河川	渡良瀬川	渡良瀬川	西岡新田～西岡～除川地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、現在の県境を成す。	国土交通省関東地方整備局(渡良瀬川河川事務所)
3	河川	渡良瀬遊水地	渡良瀬遊水地	海老瀬地先	足尾鉱毒事件と治水の歴史を語る。ヨシ焼き等によって、湿地環境が保全されている。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
4	河川	谷田川	谷田川	(左岸)岩田～板倉～海老瀬地先 (右岸)飯野～大高嶋～下五箇地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系で、多くの構成要素を有する。	県知事(館林土木事務所)
5	河川(水路)	古利根川	古利根川(水路)	下五箇地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、埼玉県境を成す。	板倉町
6	治水施設	利根川	(堤防)文祿堤	飯野～大高嶋地先	文祿年間に邑楽郡千代田町から板倉町下五箇まで造られた堤。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
7	治水施設	利根川	谷田川第二排水機場 谷田川第二排水樋管	飯野字新地先	昭和24年に内水排除を目的として建設。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
8	治水施設	利根川	国交省谷田川排水機場 谷田川排水樋管	飯野字新地先	昭和49年度に谷田川第二排水機場西に設置。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
9	治水施設	渡良瀬川	(堤防)文祿堤	西岡新田～西岡～除川地先	文祿年間に足利市から板倉町海老瀬まで造られた堤。	国土交通省関東地方整備局(渡良瀬川河川事務所)
10	治水施設	渡良瀬遊水地	堤防	海老瀬地先	カスリーン台風時の堤が現在の道路部分として残る。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
11	治水施設	渡良瀬遊水地	海老瀬排水樋管	海老瀬地先	悪水を排除することは、人命をはじめとし、農地を守るために、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設である。北西部の館林地域の楠木承水溝から仲伊豆田承水溝を通過して遊水地へ流れ込むが、吐口が高水位になると、自然排水不可能となる。大正末～昭和時代初期に造られ、3連から成る。仲伊豆田承水溝の板倉町と館林市境では江戸時代から水争いが絶えなかった箇所である。	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
12	治水施設	渡良瀬遊水地	邑楽東部第1排水機場 板倉川排水樋門	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るために、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、カスリーン台風(昭和22年)で喪失。第2代は昭和39年竣工。現在の新機場は平成18年完成。	国(関東農政局) 国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
13	治水施設	渡良瀬遊水地	邑楽東部第2排水機場 第二排水機場樋管	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るために、機械排水は本地域の命綱であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、第2代は昭和43年完成。現在の新機場は平成19年完成。	県知事(館林土木事務所) 国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
14	治水施設	谷田川	谷田川堤	(左岸)岩田～板倉～海老瀬地先 (右岸)飯野～大高嶋～下五箇地先	近世絵図に見られる堤を踏襲し、近世の治水の粋が認められる。ただし高さは昭和20年代に嵩上げしている。	県知事(館林土木事務所)
15	治水施設	谷田川	旧古河往還(五百間堤・引堤)(町道2-36号線)	大字板倉字小保呂～大字海老瀬字通り	江戸時代初期に造られた堤防であり、古河往還はその一部が相当する。	板倉町
16	治水施設	谷田川	小保呂排水機場 小保呂樋門	板倉字小保呂37番地4地先 板倉字小保呂地先	町の中央に広がる板倉沼の排水施設で、江戸時代から機械排水までの変遷が辿れる。現在は沼は穀倉地帯と変化した。	板倉町 県知事(館林土木事務所)
17	治水施設	谷田川	大箇野サイフォン	(出水口)字海老瀬通り地先 (取水口)字大高嶋字下五箇地先	利根川・古利根川・谷田川の囲堤で囲まれた低地部分の排水路の河床面が谷田川河床面より低いために、自然流入できずに、暗渠排水している。	県知事(館林土木事務所)
18	治水施設	谷田川	大箇野排水機場	海老瀬字間田地先	大箇野排水路の排水機で、以前は、旧渡良瀬川・渡良瀬遊水地に排水していたが、現在は東部第二排水機場が機能開始したため、樋管もはずし、建物が残っているのみである。ただし、内部のポンプ等昭和29年に造られた当時のまま残る。排水機場というものは、現在の農業を支えている重要な建物である。	邑楽土地改良区

19	治水施設	谷田川	谷田川第一排水機場 谷田川排水樋門	海老瀬字間田地先	谷田川の排水により、耕作地の内水排水が可能となって、住民の暮らしに大きな役割を果たしている。稼働しているポンプとしては国内最古(昭和23年製造)であるので、老朽化に伴い、現在北側に建設中。平成23年稼働予定。(樋門も同様に新設)	国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所)
20	治水施設	谷田川	(沼除堤)土手(町道3250号線)	海老瀬字中新田地先	板倉低地からのオオミズを除けるための堤。	板倉町
21	治水施設	古利根川	堤防(道路)(町道1-6-2-22・2384号線)	島～上五箇～下五箇地先	文禄年間に邑楽郡千代田町から板倉町下五箇まで造られた堤であり、利根川東遷によって利根川の流路が変更になった後も堤としての機能を果たしてきた。	板倉町
22	治水施設	古利根川	天保の締め切り跡(町道2235号線)	大高崎字島地先	利根川の東遷事業等によって、天保12年、締め切られた堤である。	板倉町
23	利水施設	渡良瀬川	頭沼揚水機場	除川字頭沼地先	渡良瀬川唯一の揚水機場。	邑楽土地改良区
24	利水施設	谷田川	鶴生田川第一樋門	岩田字五味ノ木地先	「水場」にあっては、死活問題の重要な用排水施設であり、以前は上下流域の住民同士間で水争いの場ともなっていた。	県知事(館林土木事務所)
25	利水施設	谷田川	天神下樋門	岩田地先		邑楽土地改良区
26	利水施設	谷田川	花和田樋門	岩田地先		邑楽土地改良区
27	利水施設	谷田川	宮の前樋門	板倉地先		邑楽土地改良区
28	利水施設	谷田川	上新田樋門(八郎右工門樋)	海老瀬字上新田(八郎右工門)地先		邑楽土地改良区
29	利水施設	谷田川	飯野車口樋門	飯野地先		邑楽土地改良区
30	利水施設	谷田川	松ノ木樋門	飯野字松ノ木地先		邑楽土地改良区
31	利水施設	谷田川	念行樋門	飯野地先		邑楽土地改良区
32	利水施設	谷田川	岡樋門	飯野字岡村地先		邑楽土地改良区
33	利水施設	谷田川	北根樋門	大高崎地先		邑楽土地改良区
34	利水施設	谷田川	北根用水路	大高崎地先	絵図によって江戸時代からの用水路であることがわかる。	邑楽土地改良区
35	利水施設	谷田川	八間樋頭首工(八間樋堰)	大高崎地先	絵図によって江戸時代からの堰であり、樋門であることがわかる。	邑楽土地改良区
36	利水施設	古利根川	小左工門樋門	下五箇字小合地地先	「樋ノロ」という字名の由来	板倉町
37	橋梁(交通)	谷田川	(沈下橋)通り前橋(町道3285号線)	海老瀬字天神悪途地先	欄干がなく、谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造。現在は集落と中州を繋ぐ重要な橋であるが、中州は、本流と新堀(板倉沼の排水路)の間に小堤が存在していたことの証左である。	板倉町
38	橋梁(交通)	谷田川	(沈下橋)北坪東橋(町道2385号線)	下五箇字北坪地先	欄干がなく、谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造。現在は集落と中州を繋ぐ重要な橋であり、元来本流の架橋。「明治13年木橋を架ける」『邑楽郡誌』	板倉町
39	池沼	谷田川	蛭田沼(キリゴミ漁)	岩田字下川田地先	内陸(内水面)漁法	民有地・邑楽漁業組合
40	池沼	谷田川(堤内地)	肘曲池	大高崎字北根1811	決壩によってできた押堀(オッポリ)である。	民有地(肘曲がり沼代表)
41	植生	谷田川	ヨシ原	飯野字浦川田地先	現在ヨシ原で、ハナムグラ・ハンゲショウなどの湿地生植物を認める。南側は共同の茅場跡。	県(館林土木事務所)
42	植生	谷田川(堤内地)	ヨシ原	大高崎字北根1808・1810・1812	付近にあった茅場(カヤバ)のおもかけを今に残す	板倉町
43	生業	谷田川	柳山	岩田字下川田3077ほか	低地の耕作(掘上げ田)と薪炭林を呈す。林床には希少種のノウルシやカサスゲが認められ、低湿地の自然景観としても貴重である。	板倉町・民有地
44	生業	谷田川	川田	飯野字浦川田地先	低地(「水場」)における耕作法(掘上げ田)を呈し、現在2枚を耕作。	県(館林土木事務所)
45	建造物	谷田川	水塚(No.B08-07)	海老瀬2772	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人

46	建造物	谷田川	水塚(No.B08-08)	海老瀬2766-1	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
47	建造物	古利根川	水塚(No.C09-05)	下五箇地先(旧堤防上)	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
48	建造物	古利根川	水塚(No.C09-08)	下五箇地先(旧堤防上)	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
49	建造物	古利根川	水塚(No.C09-10)	下五箇地先(旧堤防上)	堤防上に築かれた大水時の避難小屋である。	個人
50	石碑 (利水施設)	利根川	坂東樋管跡	飯野字新地先	利根川からの用水樋管があつたことを示す。	大箇野土地改良区
51	石造物	渡良瀬川	(石碑)決壍口跡	海老瀬地先	昭和23年、カスリーン台風時に決壊した地点。	国土交通省関東地方整備局 (利根川上流河川事務所)
52	信仰	利根川	(石造物)水天宮・風天宮	飯野字新地先	利根川の土手上にあって、明治43年の決壊のとき、この水神様の西方100mのところで止まったと言われる信仰物。	長良神社代表
53	信仰	利根川	(石造物)大杉大明神	飯野字新地先	水神信仰の大杉神社のおまつり	長良神社代表
54	信仰	利根川	(石造物)水神宮・風神宮	大高嶋字島地先	堤防の改修に伴い、現在地に移動。水神信仰の雷様境内に建つ。	島耕地役員
55	信仰 (生業)	利根川	(石造物) 飯野河岸銘庚申塔	飯野字新地先	江戸時代の水運の隆盛を伝える石造物であり、庚申塔として信仰の対象物。	長養寺世話人
56	信仰	渡良瀬川	(石造物)録事尊	除川字北原地先	決壍地	北原耕地住民
57	信仰	谷田川	(石造物)水神塔・道標	岩田地先	河川の決壍口に設置された信仰対象物	個人
58	信仰	谷田川	(石造物)地蔵尊	岩田地先	病治癒のため。	個人
59	信仰	谷田川	(石祠)浅間神社	藤ノ木(谷田川堤防上)	低地にあっては社を高所に造っており、堤防上は高い部分に相当する。	(稻荷木南耕地) 浅間神社世話人
60	信仰	谷田川	(石造物)水天宮・風天宮	藤ノ木	決壍地に建立。	(稻荷木南耕地) 赤城神社世話人
61	信仰	谷田川	(石造物)水神宮	大高嶋(天神池北側)	決壍地に建立。	第15行政区長
62	信仰	谷田川	(石造物)馬頭観音・地蔵尊	大高嶋(天神池北側)	馬捨場にあったものを堤防改修時(平成12年)に現在地に移動。	第15行政区長
63	信仰	谷田川	(石造物)勝軍地蔵	大高嶋地先	堤外地にあったものを現位置(堤法面)へ移動	丸谷組合
64	信仰	谷田川	(石造物)青龍大神	海老瀬地先	用水取り入れ口に設置された信仰対象物である。水神まつりを220日の前夜に行っている。	上新田・中新田集落世話人
65	信仰	谷田川	(石造物)地蔵尊	海老瀬地先(合の川橋下)	渡しの通称が「地蔵の渡し」の由縁と推察できる。	通り集落世話人代表
66	信仰	谷田川	(石造物)阿弥陀如来	海老瀬地先(合の川橋下)	地蔵と建立日が同じであるので、交通の安全を祈ったと推察する。	通り集落世話人代表
67	信仰	古利根川	(石造物)水神宮	下五箇地先(旧堤防上)	決壍地	川入代表 岡田弘
68	信仰	雷電神社周辺地区	雷電神社・境内地内	板倉字雲間2334	雷神を祀る水神信仰である。	宗教法人雷電神社・民有地
69	交通	雷電神社周辺地区	雷電神社参道	板倉字雲間地先	雷電神社への参詣道	板倉町
70	交通	雷電神社周辺地区	(石造物)道標	板倉字雲間地先	雷電神社への参詣道を示す道標で、本来は古河往還(国道旧354号線)に面して建立していたものである。	宗教法人雷電神社 (氏子総代)

【参考文献】

- 1) 板倉町史編さん委員会 1986『板倉町史 通史 上巻』
- 2) 板倉町史編さん委員会 1986『板倉町史 通史 下巻』
- 3) 板倉町史編さん委員会 1977『板倉町史 別巻一 資料編 足尾鉱毒事件』
- 4) 板倉町史編さん委員会 1979『板倉町史 別巻二 資料編 板倉町周辺の言語 方言』
- 5) 板倉町史編さん委員会 1979『板倉町史 別巻三 資料編 気象・植物・池沼』
- 6) 板倉町史編さん委員会 1980『板倉町史 別巻四 資料編 板倉町周辺低湿地の治水と利水』
- 7) 板倉町史編さん委員会 1980『板倉町史 別巻五 資料編 板倉町の郷土芸能と水害圏の信仰』
- 8) 板倉町史編さん委員会 1981『板倉町史 別巻六 資料編 板倉町史近世史料集』
- 9) 板倉町史編さん委員会 1982『板倉町史 別巻七 資料編 地形地質・動物・環境』
- 10) 板倉町史編さん委員会 1983『板倉町史 別巻八 資料編 板倉の民俗と絵馬』
- 11) 板倉町史編さん委員会 1984『板倉町史 別巻九 資料編 板倉町の遺跡と遺物』
- 12) 板倉町教育委員会 1995『波動 Vol.1』
- 13) 板倉町教育委員会 1998『波動 Vol.2』
- 14) 板倉町教育委員会 1999『波動 Vol.3』
- 15) 板倉町教育委員会 2000『波動 Vol.4』
- 16) 板倉町教育委員会 2001『波動 Vol.5』
- 17) 板倉町教育委員会 2002『波動 Vol.6』
- 18) 板倉町教育委員会 2003『波動 Vol.7』
- 19) 板倉町教育委員会 2004『波動 Vol.8』
- 20) 板倉町教育委員会 2005『波動 Vol.9』
- 21) 板倉町教育委員会 2006『波動 Vol.10』
- 22) 板倉町教育委員会 2007『波動 Vol.11』
- 23) 板倉町教育委員会 2008『波動 Vol.12』
- 24) 板倉町教育委員会 1995『波紋 Vol.1』
- 25) 板倉町教育委員会 1996『波紋 Vol.2』
- 26) 板倉町教育委員会 1997『波紋 Vol.3』
- 27) 板倉町教育委員会 1998『波紋 Vol.4』
- 28) 板倉町教育委員会 1999『波紋 Vol.5』
- 29) 板倉町教育委員会 2000『波紋 Vol.6』
- 30) 板倉町教育委員会 2001『波紋 Vol.7』
- 31) 板倉町教育委員会 2002『波紋 Vol.8』
- 32) 板倉町教育委員会 2003『波紋 Vol.9』
- 33) 板倉町教育委員会 2004『波紋 Vol.10』
- 34) 板倉町教育委員会 2005『波紋 Vol.11』
- 35) 板倉町教育委員会 1994『板倉町の文化財』
- 36) 板倉町教育委員会 1997『板倉町の自然環境'97』
- 37) 板倉町教育委員会 2005『渡良瀬遊水地と谷田川下流域の自然環境 2005』
- 38) 板倉町教育委員会 1992『板倉町の遺跡 一町内遺跡詳細分布調査報告書一』
- 39) 板倉町教育委員会 2001『町内遺跡 一国道 354 号線改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一』
- 40) 板倉町教育委員会 2004『町内遺跡 IX 一板倉遺跡・岡村遺跡・大道遺跡一』
- 41) 板倉町教育委員会 2003『命のかけ橋 水塚』
- 42) 板倉町教育委員会 2004『水防建築 「水塚」調査報告書』
- 43) 板倉町教育委員会 2006『水塚屋敷構え調査』
- 44) 板倉町教育委員会 2005『水が育んだ文化 ー生活そして歴史ー』
- 45) 板倉町民俗研究会 2005『水郷のわざと生業』
- 46) 板倉町民俗研究会 2006『高瀬舟』
- 47) 板倉町伝統的水郷空間活性化委員会 2006『群馬県板倉町 水郷の伝統食』
- 48) 群馬県教育委員会 1981『群馬県歴史の道調査報告書第九集 古河往還』

- 49) 群馬県教育委員会 1982『群馬県歴史の道調査報告書第十三集 利根川の水運』
- 50) 群馬県教育委員会 1983『群馬県歴史の道調査報告書第十四集 日光への脇往還』
- 51) 群馬県教育委員会 1983『群馬県歴史の道調査報告書第十七集 鎌倉街道』
- 52) 群馬県教育委員会 1988『群馬県歴史の道調査報告書第十集 利根川の水運』
- 53) 群馬県土木河川課 2003『河川水辺の国勢調査について』
- 54) 群馬県・板倉町教育委員会 2005『県・板倉町共同プロジェクト 一水郷いたくら 水文化のある風景活用プロジェクト報告書ー』
- 55) 群馬県教育委員会 2006『平成17年度ふるさと文化再興事業・伝統文化総合支援研究事業報告書 水辺の回廊エコミュージアムー環渡良瀬遊水地及び利根川東遷地域におけるサテライトモニタリング調査ー』
- 56) 利根川上流部河川景観計画検討委員会 2005『「利根川の景観」を訪ねる』
- 57) 国土交通省 利根川上流河川事務所 2006『沿川地域に見られる利根川の景観』
- 58) 邑楽土地改良区 1982『邑楽土地改良区事業史』
- 59) 板倉町 1993『板倉農業振興地域整備計画書 農業・農村再編型計画書』
- 60) 板倉町 1993『農用地利用計画』
- 61) 板倉町 2002『板倉町第4次総合計画 一光と水とふれあいの学園都市・板倉ー』
- 62) 板倉町都市開発課 2005『板倉町都市計画マスタープラン
- 63) 板倉町都市開発課 2005『板倉町都市計画マスタープラン ダイジェスト版』
- 64) 群馬県 1993『板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価準備書 案』
- 65) 群馬県 1993『板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価補足資料』
- 66) 第16回国民文化祭・ぐんま 2001記録委員会 2002『第16回国民文化祭・ぐんま 2001から 生命の発見』
- 67) 群馬県教育委員会 1962『群馬県民俗調査報告書第三集 群馬県邑楽郡 板倉町の民俗』
- 68) 山本晃一 1996『日本の水制』
- 69) 白井勝二 2002『利根川の護岸・水制』
- 70) 板倉町教育委員会 2008『群馬県板倉町 水場の文化的景観保存調査報告書』
- 71) 板倉町教育委員会 2008『利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 一群馬県板倉町ー』
- 72) 板倉町 2010『板倉町の洪水に関する住民意識調査【基礎調査結果】』
- 73) 板倉町 2010『板倉町風景計画』

「上毛野伊奈良の沼のおほみ草よそに見しよは今こそまれ」

(『万葉集』卷14上野国東歌)

伊奈良沼は、旧板倉沼をさし、『万葉集』卷14上野国東歌の中に登場する。

歌中の「おほみ草（オオイグサ）」の植物名は、「フトイ」と言い、カヤツリグサ科ホタルイ属に属する。湿地や浅い池などに生育する大柄な多年草で、高さは2m近くにもなる。地下茎は太くて横に這い、全体としてはまばらに花茎を立てて大きな群落を作る。

このように万葉集が詠まれた時代よりこの地は低湿地であったことが推察できる。さらに板倉中学校や南小学校の校歌にも謳われており、本地域における象徴的な植物である。



谷田川に群生するオオイグサ

利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画

(利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 改訂版)

— 群馬県板倉町 —

印刷日 平成23年3月1日

発行日 平成23年3月1日

発 行 板倉町教育委員会

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2067

TEL (0276)82-1111

印 刷 朝日印刷工業株式会社